

「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れについて

カシオ企業年金基金（以下、「当基金」という）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシプル（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 2024年8月28日策定）」に賛同し、これを受け入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は「年金資産の運用に関する基本方針」において運用目的及び運用目標を定め、これに基づき資産運用を行っております。

運用目標及びこれを達成するための政策的資産構成割合については、経済・金融環境等の変化を踏まえて適宜見直しを行い、理事会や代議員会の議を経て決定しております。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金では、運用方針の見直しや運用受託機関の選任・評価等に関する理事会・代議員会の意思決定のための諮問機関として資産運用委員会を設置し、母体企業の財務部門メンバーを構成員に選任する等、専門的知識及び経験を有する人材の計画的配置に向けた体制整備を行っております。また、当資産運用委員会は、必要に応じ外部知見の活用を行い、運用体制の高度化を図っております。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標の実現を図るため、リスクリターン特性の異なる複数の投資対象に分散投資することをリスク管理における中心的な位置づけとし、年金 ALM 等の客観的かつ合理的な方法に基づき、専門的知見及び内外経済活動を考慮して政策的資産構成割合を決定しています。また、運用委託先の選定にあたっては、適宜、投資判断を行うファンドマネージャー等へのヒアリングを実施しながら投資対象資産区分ごとの運用スタイル・手法を評価し、加入者等利益の観点及び当基金の運用方針に基づき適宜見直しを行っております。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、ステークホルダー（加入者及び受給権者）に対し、当基金のウェブサイトを通じて、年金資産の運用概況や財政状況及び運用方針等の情報提供を行っております。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、2019年4月に「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明し、投資先企業の企業価値向上と持続的成長を図る取組みを推進しております。